（国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの等）

第三十条の二　法第八十一条第十五項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。

（都市の居住者その他の者の利用に供する施設）

第三十条の三　法第八十一条第十六項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの

二　公園、緑地、広場その他これらに類するもの

三　噴水、水流、池その他これらに類するもの

四　休憩施設、遊戯施設その他これらに類するもの

五　備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの

（立地適正化計画の軽微な変更）

第三十一条　法第八十一条第二十四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号及び第六号に掲げる事項の変更（第六号に掲げる事項の変更にあっては、同号に規定する防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項並びに法第八十一条第九項から第十三項まで及び第十五項に規定する事項に係る変更に限る。）とする。

（宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例）

第三十四条の二　法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第四条第一項、第二十五条、第二十七条及び第三十条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2　法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成等規制法施行規則第二条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。

（宅地造成等関係行政事務の処理の開始の公示）

第三十四条の三　法第八十七条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　宅地造成等関係行政事務の処理を開始する旨

二　宅地造成等関係行政事務の処理を開始する日

（防災住宅建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続）

第三十四条の四　土地区画整理法第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、法第八十七条の三第一項の規定により事業計画において防災住宅建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則第三条の二各号に掲げる事項のほか、防災住宅建設区の位置及び面積を記載しなければならない。

（防災住宅建設区に関する図書）

第三十四条の五　防災住宅建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2　前項の設計説明書には防災住宅建設区の面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3　第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

（国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの等）

第三十条の二　法第八十一条第十項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。

（新設）

（立地適正化計画の軽微な変更）

第三十一条　法第八十一条第十九項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる事項の変更（第五号に掲げる事項の変更にあっては、法第八十一条第八項及び第十項に規定する事項に係る変更に限る。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）